

大分県立病院院内がん登録実施規程

(目的)

第1条 この規程は、がん登録室設置と院内がん登録の実施に必要な事項を定め、大分県立病院（以下「病院」という。）における院内がん登録業務の適正な管理及び運用を図ることを目的とする。

(院内がん登録の目的)

第2条 病院におけるがん医療の質の向上と患者診療への支援、患者・家族、一般への情報提供、ならびに「がん登録等の推進に関する法律」（平成二十五年十二月十三日法律第百十一号）に基づいた行政のがん対策立案のための情報提供を目的とし、院内で診断・治療を行ったすべてのがん患者についてその診断から治療、ならびに予後に関する情報を登録する。

(院内がん登録室の設置)

第3条 がん登録室の設置場所は、がんセンター内とする。

- 2 がん登録室には、業務の総括・個人情報の管理を行う業務責任者を設置し、副院長を以て充てる。
- 3 業務責任者は、次の各号について必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 院内がん登録の円滑な運営のための院内がん登録実務者の配置
 - (2) 院内がん登録情報の適正な管理
 - (3) 院内がん登録実務者の指導・監督
- 4 院内がん登録実務者は、国立がん研究センターの主催するがん登録実務者認定事業で認定を受けた者が実務を行うものとする。また、うち1名以上は中級者認定を受けた者とする。
- 5 院内がん登録実務者は、国立がん研究センターが主催する研修に適宜（ただし、中級の院内がん登録実務者は年一回以上）参加し、常に院内がん登録の正確な登録に努めなければならない。
- 6 院内がん登録実務者は、年に1回以上個人情報に関する研修を受講しなければならない。
- 7 院内がん登録システムデータの出力は、電子カルテ取扱い要綱に従うものとし、電算室に設置された端末で行う。

(院内がん登録室の業務内容)

第4条 院内がん登録室は、以下の業務を行う。

- (1) 院内がん登録業務

「院内がん登録の実施に係る指針」(厚生労働省告示第四百七十号)の第二の三項(1)「標準的な登録様式」に述べられている「国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準的な登録様式」(以下「登録様式」という。)の項目のほか、病院が登録を必要と認める項目(「病院独自項目」という。)について、各種データベースならびに診療録情報と照合しながら、診断、治療に関する腫瘍の登録を行う。

(2) 予後の調査と登録

院内がん登録を行った患者の予後に関する情報を次の各号に定める方法により可能な限り調査し登録を行う。

- ① 全国がん登録事業からの生存及び死亡情報の提供
- ② 病院の来院歴及び退院歴
- ③ 新聞のおくやみ情報
- ④ 紹介先医療機関からの診療情報提供書
- ⑤ 市区町村役場への住民票照会
- ⑥ 患者家族等より得られた聞き取り情報

(3) 院内がん登録情報の集計及び公表

暦年単位で院内がん登録の情報を集計・分析を行い、大分県立病院がん登録委員会に報告を行ったのち、院内情報 WEB での公表を行う。また、特定の個人を識別することができない情報については、大分県立病院がん登録委員会で承認を得た後、病院ホームページ等を活用し、公表に努める。

(4) 院内がん登録情報の提供

がん登録事業のため、次の各号に掲げるがん登録事業実施機関へ、匿名化を行った院内がん登録情報の提供を行う。

- ① 全国がん登録実施機関
- ② 国立がん研究センター
- ③ 全国がんセンター協議会
- ④ その他病院が認めた事業実施機関

(5) がん登録に関する問い合わせへの対応

がん登録に関する問い合わせへの対応(院内がん登録二次利用拒否(オプトアウト)の対応を含む)を行う。

(6) その他がん情報の提供に関すること

その他、がん情報の提供に関する対応を行う。

(院内がん登録の登録対象と登録内容、利用情報源)

第5条 登録は、登録様式に定められている登録対象となる腫瘍について行う。

- 2 1人に複数の独立した腫瘍(多重がん)が診断された場合には、それぞれの腫瘍に

ついて登録する。

- 3 登録対象となる腫瘍の範囲は、入院・外来を問わず、病院において当該腫瘍について初診し、診断及び治療等の対象となった腫瘍とする。
- 4 登録項目及びその定義は、「標準登録様式」に従う。
- 5 病院独自項目については、大分県立病院がん登録委員会において協議し決定する。
- 6 登録対象を抽出するための候補リスト作成に以下の各種データベースを用いる。
 - (1) 入退院情報：診療情報管理システム
 - (2) 悪性腫瘍関連管理料算定情報：医事データベース
 - (3) 放射線治療情報：診療 DWH
 - (4) 病理診断情報：病理レポート参照システム
 - (5) 抗悪性腫瘍剤投薬情報：診療 DWH
 - (6) 骨髄穿刺検査情報：診療 DWH
 - (7) 病名情報：診療 DWH
 - (8) 腫瘍マーカー等検査情報：医事データベース
 - (9) その他関連するデータベース
- 7 前項の各種データベースから得られない情報については、診療録の参照等を行い補完する。

(院内がん登録情報の提供)

第6条 診療科もしくは医師が、診療内容を把握・評価する目的で院内がん登録情報を必要とする場合、院内がん登録室は、院内情報 WEB で病院内に公開している集計値、生存率計算結果のみの提供を病院内での利用に限って診療科もしくは医師に提供することができる。その他の院内がん登録情報の提供については、大分県立病院院内がん登録情報利用細則に定めるところによる。

(院内がん登録情報の保存期間)

第7条 院内がん登録に登録された情報は、無期限保存とする。

(担当部課)

第8条 この規程に関する庶務は、がん登録室が行う。

附則 この規程は、平成 20 年 5 月 30 日より施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 2 月 27 日見直し、施行する。

附則 この規程は、令和 1 年 7 月 5 日より、施行する。

附則 この規程は、令和 4 年 7 月 5 日より、施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 3 月 12 日より、施行する。